

第4次障害者計画の基本理念・基本目標・基本施策

▼基本理念

『地域』で共に暮らせるまちづくり

第1次計画(平成18年～23年度)の策定時に、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、互いに尊重し合い、共に支え合う「共生社会」の実現をめざして、表題の基本理念を設定。第3次障害者計画(前計画)まで、その理念を継承。

◇第4次障害者計画の基本理念の方向性

前計画の基本理念を承継し、『地域』で共に暮らせるまちづくりを本計画の基本理念とする。

(継承する理由)

- 障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」との目的に適合している。
- これまでの基本理念の承継にあたって、近年の障害者基本法や障害者自立支援法の改正、障害者差別解消法の制定等の趣旨を踏まえた検討がなされている。

◇基本理念に含む主な重点事項

- 誰もが共に支え合う共生社会への実現のためには、障害や障がいのある人への理解を深めることが重要。理解促進に向けた啓発や教育を進めるとともに、差別解消や合理的配慮の浸透の取組について一層の充実を図る。また、地域福祉の担い手の育成・連携に努める。
- 障がいのある人が地域の中で充実した生活を送れるよう、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会を確保するため、意思疎通の手段の確保や移動の支援に努めると同時に、就労支援、スポーツやレクリエーションなどによる交流機会の創出に取り組む。
- 障がいのある人にも利用しやすい道路や施設のバリアフリー化、安心して生活できる住環境を整えるほか、日常生活や社会生活を送る上での社会的障壁の除去を推進し、誰もが住みやすいまちづくりを進める。
- 障がいのある人の権利が保障され、地域で安心して生活を送れるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害児通所支援等を適切に提供する。また、権利擁護に関する相談や支援制度の利用促進を図る。
- 障害の早期発見、早期療育に努め、関係部署との連携による療育の充実を図るとともに、相談体制を充実し、障がいのある人やその家族が抱える不安や悩みを軽減できるよう、必要な福祉サービスにつなげるなど包括的な支援を行う。
- 障害があることで日常生活や災害時に必要な情報が得にくい「情報格差」を解消するため、情報取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大に努めるとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通を担う人材の育成・確保に取り組む。
- 災害時の安全や心身に無理のない避難生活を保障するために、緊急時の情報提供の方法や避難所の環境改善に取り組むとともに、住民の共助による防災体制の整備に努める。

▼施策体系

第3次障害者計画

▼基本目標／▼基本施策	<p>1 差別解消に向けた啓発・教育の推進</p> <p>(1) 保育所・幼稚園・学校等における人権教育の推進</p> <p>(2) 職場・地域社会等における障害への理解や啓発の推進</p> <p>(3) 合理的配慮の浸透に向けた啓発の推進</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>2 社会参加の促進</p> <p>(1) 地域福祉の担い手の育成とボランティア等との協働の推進</p> <p>(2) 移動の支援</p> <p>(3) 就労・就労定着の支援</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>3 地域生活支援の充実</p> <p>(1) 生活環境の整備</p> <p>(2) 生活の支援</p> <p>(3) 権利擁護体制の充実</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>4 保健福祉事業と相談体制の充実</p> <p>(1) 障害の早期発見と療育体制の強化</p> <p>(2) 相談体制の充実</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>5 障がいのある人に配慮した防災・防犯体制の整備</p> <p>(1) 災害情報伝達手段の拡充</p> <p>(2) 障害の内容や程度に応じた避難所の整備</p> <p>(3) 緊急時の個別支援体制や市民による互助体制の整備</p>

第4次障害者計画(イメージ)

▼基本目標／▼基本施策	<p>1 差別解消へ向けた啓発・教育の推進</p> <p>(1) 学校教育等を通じた豊かな心の育成</p> <p>(2) 職場・地域社会等における障害への理解啓発</p> <p>(3) 合理的配慮の浸透に向けた啓発の推進</p> <p>(4) 支え合うひとづくりの推進</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>2 社会参加の促進</p> <p>(1) 意思疎通支援者の派遣</p> <p>(2) 移動の支援</p> <p>(3) 就労・就労定着の支援</p> <p>(4) 文化芸術活動・スポーツの推進</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>3 地域生活支援の充実</p> <p>(1) 生活の支援</p> <p>(2) 権利擁護体制の充実</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>4 保健福祉事業と相談体制の充実</p> <p>(1) 障害の早期発見と療育体制の強化</p> <p>(2) 相談体制の充実</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>5 利用しやすい配慮したまちづくりの実現</p> <p>(1) ユニバーサルデザインの推進</p> <p>(2) 情報の円滑な取得や利用しやすい環境の整備</p> <p>(3) 防災・防犯対策の充実</p>

▼基本目標／▼基本施策	<p>1 差別の解消</p> <p>5 行政等における配慮の充実</p> <p>8 教育の振興</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>9 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>10 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>1 権利擁護の推進及び虐待の防止</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>6 保健・医療の推進</p> <p>7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p>
▼基本目標／▼基本施策	<p>2 安全安心な生活環境の整備</p> <p>3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p>

まごめの方角

具体的な取組のイメージ

<p>○人の意識を高める</p> <p>○ひとづくり</p>	<p>・人権啓発、人権教育</p> <p>・理解啓発事業の実施</p> <p>・合理的配慮の浸透</p> <p>・改正障害者差別解消法の周知</p> <p>・ボランティア団体や自主活動グループなど地域福祉の担い手の育成</p>	<p>・手話通訳者・要約筆記者の派遣</p> <p>・外出支援サービスの実施</p> <p>・公共交通による支援</p> <p>・障害者就労施設からの優先調達</p> <p>・障害者就労施設への作業の発注や多様な働き方による雇用の促進など</p> <p>・地元企業への働きかけ</p> <p>・福祉的就労の場の提供と工賃向上への取組</p> <p>・パラスポーツの推進</p>	<p>・障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供</p> <p>・研修会の開催</p> <p>・成年後見制度の啓発と利用促進</p> <p>・虐待防止</p>	<p>・乳幼児発達支援や児童思春期相談などの実施</p> <p>・生活困窮やヤングケアラーなど複合的な生活課題への包括的な支援</p> <p>・地域生活支援拠点等の充実</p>	<p>・パリアフリー化への取組</p> <p>・ユニバーサルデザインの推進</p> <p>・情報取得、利用のための手段の拡大</p> <p>・意思疎通支援を担う人材の育成</p> <p>・障害特性に配慮した防災体制の整備</p>
<p>○社会参加のための支援</p> <p>○交流の場等しく参加できる場をつくる</p>	<p>○サービスの提供</p> <p>○介護人材の確保・育成</p> <p>○権利擁護</p>	<p>○療育体制の強化</p> <p>○相談窓口・支援体制の充実</p>	<p>○心のパリアフリー</p> <p>○社会参加を制約する社会的障壁の除去</p> <p>○防災</p>		